計 1-2

行政改革について

行政改革 (中央省庁等改革関連)の歩み

H 8 .11.21 行政改革会議設置

H 9.12.3 行政改革会議最終報告

H10.6.9 中央省庁等改革基本法の成立

H11.4.27 「中央省庁等改革の推進に関する方針」決定

H11.7.8 国土交通省設置法等の成立

H13.1.1 新体制への移行(予定)

行政改革に関わる気象庁関連事項

行政改革会議最終報告(p.44)

- 現行の気象庁を継続する。
- ・ 気象庁が行う天気予報等の社会経済活動に必要な気象情報の提供 (無償)の範囲は、公的な責任として必要なものに限定する。
- ・ 民間気象業者に対する規制(気象予報業務の許可、気象予報士の業務独占、気象測器の検定等)については、社会に対し広範な影響を及ぼすものに限定するなど必要最小限のものとし、規制緩和を進める。また検定等については、民間の主体性にゆだねる。

中央省庁等改革基本法(第22条第10号)

気象庁が行う気象情報の提供は国が行う必要があるものに限定するとともに、気象業務を行う民間事業者に対する規制は必要最小限のものとし、また、気象測器に対する検定等の機能は民間の主体性にゆだねること。

中央省庁等改革の推進に関する方針

「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」(p.9)

気象庁は、気象業務を行う民間事業者の負担軽減に努めるとともに、 気象測器検定に関して、一定の能力を有する民間の機器検査を受けたも のについては、国の検査を省略できる新制度を導入することによる減量、 効率化を図る。

国土交通省設置法(抄)

(気象庁関連主要部分)

(平成11年法律第100号)

任務 (第3条)

気象業務の健全な発達を図ること。

所掌事務 (第4条)

気象業務に関する基本的な計画の作成及び推進に関する こと。

気象、地象(地震及び火山現象を除く。)及び水象の予報 及び警報並びに気象通信に関すること。

気象、地象、地動、地球磁気、地球電気及び水象並びにこれらに関連する輻射に関する観測並びに気象、地象及び水象に関する情報に関すること。

気象測器その他の測器に関すること。

等

国の行うべき事務・事業

(行政改革会議最終報告より)

- ・ 民間の主体にゆだねることが可能なものについては、極力、 民間の主体にゆだねる。
- ・ 一方、専ら強度の公権力の行使に当たるなど、国の行政機関が直接実施すべき事務・事業については、国が実施の主体となって実施する。
- ・ 国が実施している事務・事業の中には、上記のいずれにも該当せず、国自らが主体となって直接実施しなければならないものではないが、民間の主体にゆだねた場合には、当該事業が必ず実施されるという保証がなく、実施されないときには、国民生活や社会経済の安定等に著しい支障を生ずるものが存在する。こうした事務・事業について、その公共的性格にかんがみ、独立行政法人を設けて、その実施を行わせることにより、事業の確実・適正な実施を確保する。

<u>国自らが主体となって</u> 直接実施しなければならない事務・事業

- ・ 私人の権利義務に直接かつ強度の制限等を及ぼす公権力の行使に当たる事務・事業
- ・ その性質上、国が自らの名において行うのでなければ成立しない事務・事業
- 災害等国の重大な危機管理に直結し、直接国の責任において実施することが必要な事務・事業